

平成 30 年公告第 3 号

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合が発注する次の工事は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成 30 年訓令甲第 6 号）に基づく特定建設工事共同企業体による事後審査型一般競争入札により行うこととし、当該特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請の受付期間、方法等について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合財務規則（平成 26 年規則第 13 号。以下「財務規則」という。）第 177 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 30 年 5 月 22 日

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合長 武 川 勉

1 対象工事

- (1) 工 事 名 : H30・31 継続事業 森林学習施設建設（機械設備）工事
- (2) 工事場所 : 山梨県富士吉田市上吉田 5605 番地 3
- (3) 工事概要 : 井水設備、給湯設備、換気設備、空気調和設備、太陽熱利用設備、排水処理設備等
- (4) 工事期間 : 契約締結の日から平成 31 年 7 月 31 日まで

2 競争入札参加資格（共同企業体の要件）

次に掲げる要件に該当する構成員 2 者による自主結成の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で、出資比率の最小限度がそれぞれ 30% であること。

また、共同企業体の構成員は、同一工事で他の特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

(1) 代表構成員の要件

- ア 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合の指名競争入札参加資格者名簿（管工事業）に登録されていること。
- イ 建設許可区分が特定であり、総合評定値(P)800点以上であること。ただし、総合評定値(P)は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第27条の23第2項に規定する経営事項審査の総合評定値(P)を採用するものとする。

- ウ 共同企業体の構成員若しくは単独で過去に公共工事の元請として同種又は類以の機械設備工事一式を施工した経験があること。
- エ 正社員（公告日以前3月以上在籍。以下同じ。）として建設業法第26条に規定する者1名を工事現場に専任で配置することができること。
- オ 出資比率が構成員の中で最も高い者であること。
- カ 申請等事務手続を代表者として行うこと。

(2) 代表以外の構成員の要件

- ア 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合の指名競争入札参加資格者名簿（管工事業）に登録されているか、又は富士吉田市、山中湖村若しくは忍野村のいずれかの入札参加資格者名簿（これに準ずるものを含む。）に登録されていること。
- イ 総合評定値(P)650点以上であること。ただし、総合評定値(P)は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の総合評定値(P)を採用するものとする。
- ウ 正社員として建設業法第26条に規定する者1名を工事現場に専任で配置することができること。

(3) 全ての構成員の要件

- ア 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 入札日の前6月以内に、手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- ウ 入札の日において、不渡りによる取引停止処分から2年以上を経過していること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）等の適用申請をしていない者（更生計画等の認可の決定を受けた者を除く。）であること。
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触しないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。
- キ 富士吉田市、山中湖村若しくは忍野村（内野を除く。）のいずれかに本店を有していること。

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時：平成 30 年 6 月 25 日（月）午前 10 時 30 分
- (2) 場所：富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合 3 階会議室

4 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 競争入札参加資格（共同企業体の要件）」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。

5 落札者の決定方法

財務規則第 179 条第 1 項の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で有効な入札を行い、かつ、この公告に掲げる資格を有する者を落札者とする。

6 契約の締結について

この公告の工事の契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定により議会の議決に付さなければならない契約である。

したがって、工事契約を議会の議決に付し、可決されなかった場合は、落札者との契約は行わない。

また、この公告の工事は、この公告と併せて公告された次の工事と一体不可分であることから、当該工事の契約が 1 件でも成立しない場合は、落札者との契約は保留とし、一体不可分の工事が全て成立したときに契約する。

〔一体不可分の工事〕

- (1) H30・31 継続事業 森林学習施設建設（建築主体）工事
- (2) H30・31 継続事業 森林学習施設建設（電気設備）工事
- (3) H30・31 継続事業 森林学習施設建設（外構）工事

7 その他

- (1) 近接工事：なし
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 入札方式：事後審査型一般競争入札
- (4) 予定価格：公表なし
- (5) 最低制限価格：有
- (6) 前金払：適用する。
- (7) 中間前金払：適用する。(ただし、部分払との選択制とする。)
- (8) 部分払：適用する。(ただし、中間前金払との選択制とする。)
- (9) 入札保証金：免除
- (10) 契約保証金：有 (契約金額の10/100)

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (11) 入札参加申請を行った者（共同企業体）は、「**2 競争入札参加資格（共同企業体の要件）**」に掲げる要件を満たす者であることを誓約したものとみなす。

- (12) 談合の禁止及び談合に対する契約解除、違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約約款に基づき契約を解除することがあり、契約者は、談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (13) 別に掲げる「入札説明書」を必ず確認の上、入札参加申請すること。

- (14) この事業は、国庫補助により実施される事業であることから、書類等の完備には慎重に対応すること。

- (15) 不明な点は、次に照会すること。

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合

部署：総務部企画財政課

住所：山梨県富士吉田市上吉田 5605 番地 3

電話：0555 - 22 - 3355 (内線 231)